

平成 28 年 3 月 31 日 (木) 14:00~15:00
テレビ会議室・各(総合) 振興局・東京事務所

庁議議事録

【山谷副知事】

それでは、ただいまから庁議を開催いたします。本日は、ご覧のように議題が 1 から 10 まで 10 本ほどあります。各推進本部をこの庁議に統合するという事で会議を進めておりますので、案件も多いため、それぞれ担当の部長さん等は簡潔な説明をお願いしたいと存じます。それでは、議題の 1 「行財政運営方針」について総務部長から説明をお願いします。

【笠置総務部長】

来年度からの行財政運営方針については、昨年 11 月にお示した「方向性」をもとに検討を進めてきたところでありまして、先月、第一回定例会の開会日前日の総務委員会にその案をご報告させていただきました。道議会では、予算の採決に際しまして、「行財政改革に関しては、これまでの成果を踏まえ、さらなる業務改革に取り組むとともに、道民生活の向上と財政規律の確保との両立を図る財政運営を進めるべき」という附帯意見が出されたところをごさいます。こうした意見も踏まえまして、本日、方針の最終案をとりまとめたところをごさいます。概要の資料 1-1 で簡潔に説明したいと思ます。

まず、はじめにということで、こちらにつきましては、現状と課題、方針策定の趣旨といったものを記載いたしております。今後の行財政運営の方針をごさいますけれども、こちらは先ほどの議会の附帯意見といったものと重なりますが、これまでの改革の取組成果を持続させつつ、行政サービスの質の維持向上に取り組むとともに、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図っていくという姿勢のもとで、行財政運営を行っていくということにしております。次に、第 1 の行政改革の取組をごさいます。こちらは「政策推進のための業務改革」と「社会の変化に対応した業務改革」という 2 つの視点のもと、PDCA サイクルの強化や民間ノウハウ・ICT の活用など 3 つに区分した 27 の具体的な取組を推進することにより、業務改革を進めていくものとしております。また、年度ごとの具体的な取組につきましては、関係部局からご意見を伺いまして、本文の 15 ページ以降に「業務改革工程表」としてお示しをしております。また、この工程表につきましては、毎年度、取組実績を把握、公表して、ローリングしていくことにしております。

次の 2 ページ目ですが、財政健全化に向けた取組をごさいます。道財政の現状は、収支不足はピーク時の 3 分の 1 まで縮小したものの、28 年度以降も、収支不足が生じるという状況をごさいます。そのため、中ほどの表にごさいます。28 年度、29 年度の 2 カ年につきましては、管理職員の給与の縮減をはじめとした歳出の削減を実施することといたしております。

次に財政健全化に向けた目標と中長期的な取組をごさいますけれども、目標につつま

しては、3ページをご覧くださいまして、まず「道財政の中期展望」という上の表です。

1つめの目標といたしましては、上段のH33年の欄にございますけれども、平成33年度において収支均衡の財政運営を目指すということをあげております。

現在の見通しでは「60億円」の収支不足ということですが、今後5年間の取組を通じまして、ここを「0」になんとかもっていきたいということでございます。

2つめの目標は、下段のグラフにございますが、実質公債費比率につきまして、計画期間で今後の比率の上昇が見込まれますことから、計画期間中の5年間におきましては、27年度の水準の「20.8%」を上回らないように、減債基金の積立てなどを行いながら、比率の改善に取り組むこととしております。中長期的には、地方債発行の際、国からの許可が不要となる「18%未満」を目指すこととしております。また、中長期的な取組としては、財政調整基金の確保や特定目的基金の運用等の見直しにも取り組んでいきたいと考えております。

新年度から、この方針に基づきまして、業務改革と財政の健全化に取り組んでいくことにしておりますので、各部局におけますご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、いよいよ明日から新年度が始まるということで、28年度の予算の執行にあたりましては、効率的な予算執行はもとよりではございますけれども、このたび、包括外部監査におきまして住宅供給公社における不適切な会計処理が指摘されたことを踏まえまして、再び同様の指摘を受けることがないように、適正な予算執行に努めていただくとともに、関与団体に対する的確な指導・監督といったことについてもよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【山谷副知事】

この件に関しご質問、ご発言があればお願いします。

【辻副知事】

いま総務部長からもお話がありましたけれども、今回の「行財政運営方針」はぜひ今一度、幹部職員含めてご覧をいただければと思います。ポイントがいくつかありまして、やはり施策間連携の強化、これはしっかりとやって欲しいということで、今、色々な部で色々な取組みをしている中で、一緒にやった方が良い事業が出てくると思います。

これは道庁の総合力を発揮するという意味でも重要だと思いますし、また今後、事務事業の総点検ということも含めまして、横断的事業をきちっと抽出しながら、施策間連携をしっかりとやっていきたいと思っております。

それとあわせまして、民間活力、ICTといったものの利活用の話をしております。本庁舎の塔屋のところに農政部の協力によって、赤レンガカフェをやらせていただいていますけれども、民間の方に非常に多くのご利用をいただいて、道庁以外の方にも来ていただき、評判が良いというふうにも伺っております。

また、職員提案も、ICTは特に若手の方、現場を持っている方などからの意見を踏

まえることで色々と活用の可能性があります。ただ、セキュリティの問題とかもありませんけれども、ぜひ幅広く職員提案ができるような環境や風土を作っていただければと思っております。

それと3点目になりますけれども、包括外部監査の話、監査委員会からも度々指摘のある話で、特に財援団体への指導・監督、補助金の検査といったものについてはぜひ徹底されるようによろしく申し上げます。私の方からは以上です。

【山谷副知事】

他にご発言等ございますか。この議題1「行財政運営方針」については、この案の通り決定することにいたします。次に、議題の2「北海道総合計画」について、それから議題3北海道強靱化推進本部の議題として、「北海道強靱化アクションプラン2016」について続けて計画推進担当局長から説明をお願いいたします。

【佐々木計画推進局長】

本日、窪田総合政策部長が急用により不在でございますので、代わって私の方から説明をさせていただきます。

1点目は「北海道総合計画」についてでございます。今般、新たな「総合計画」の最終案をまとめましたので、その概要をご報告申し上げます。なお、策定に当たりましては、議会議論をはじめ、北海道総合開発委員会などのご意見をいただきながら進めてまいりましたが、各部、振興局の皆様にも、種々ご協力をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

資料2-1の「北海道総合計画（案）の概要」についてご覧願います。1ページ目の「総合計画の考え方」であります。この計画はすべての道民が今後の「めざす姿」や進むべき道筋を共有し、その実現に向けて連携を深め、力を合わせて取り組んでいくための指針として策定するもので、2016年度から25年度までの10年間を計画期間としております。

3ページですが、人口減少などの「時代の潮流」を踏まえ、「多様な北海道の価値と様々な強み」を活用することとし、4ページの上段の囲みにありますとおり、めざす姿を「輝きつづける北海道」としております。5ページから6ページにかけて、「子育て環境」など、「めざす姿」の具体的な姿として、「7つの将来像」を設定しております。

次に、7ページから10ページにかけてです。「政策展開の基本方向」でございますが【生活・安心】【経済・産業】【人・地域】、この3つの分野毎に掲げております。次に、11ページの、「地域づくりの基本方向」におきましては、「地域づくりの基本的な考え方」として、「個性と魅力を活かした地域づくり」と、「様々な連携で支え合う北海道独自の地域づくり」を基本的な視点とし、具体的な施策や取組につきましては、振興局ごとに作成する「連携地域別政策展開方針」に定めるほか、「創生総合戦略」などと連携しながら、推進することとしております。また、13ページから16ページにかけてですが、

6つの連携地域と14の振興局ごとに重点的な施策の方向などを「地域の姿」としてお示ししております。次に、17ページ以降の「計画の推進」についてであります。18ページに概念図を載せておりますけれども、総合計画につきましては創生総合戦略と強靱化計画を「重点戦略計画」として位置づけておまして、右にあります「特定分野別計画」などを含めまして、一体的に推進することにより、実効性を確保することとしております。

また、下にありますように、政策評価の結果を次年度の重点政策や組織の見直しなどにより反映するといったPDCAサイクルを構築することとしており、振興局を含めた全庁横断的な推進体制としましては、知事をトップとする推進本部を設置し、その下に外部有識者を含めた組織を整備するなど、推進体制の強化を図ることとしております。

なお、この計画の普及・啓発の取り組みとして、4月下旬には各振興局におきまして、地域住民の方々や市町村職員の皆様などを対象に説明会を開催するほか、ご要望に応じた出前講座の実施、さらには、教育庁とも連携し、高校生向けのガイダンスの実施をするなども検討しておまして、幅広い世代の道民の皆様方にこの計画をご理解いただけるよう努めていきたいと考えております。

以上、新年度からスタートいたします総合計画(案)に関しご説明申し上げましたが、振興局を含め全庁一丸となり推進していただきますようご協力をお願い申し上げます。

続きまして2点目でございます。昨年3月「北海道強靱化計画」に策定しておりますが、その平成28年度の推進方策となる「北海道強靱化アクションプラン2016」の案を策定いたしましたので、ご説明させていただきます。

資料3の3ページ目をご覧ください。Iの策定の趣旨であります。強靱化計画の推進にあたり、各施策の推進状況などの検証し、向こう1年間の施策の推進方策を示すために策定するものであり、PDCAサイクルにより強靱化計画を着実に推進することを目的としております。

IIの「中間点検の概要について」であります。関連する計画の策定をはじめ、地域や関連団体と連携した各種施策が実施されるなど強靱化への取り組みが着実に進められているところでありますが、現時点では、公立小中学校の耐震化が国の目標に比べて遅れていることや、農業農村整備や海岸保全施設整備など、今後、さらに進めなければならない事業があり、引き続き、予算確保の取り組みが必要であるとしたところであります。

次に、IIIの平成28年度の推進方策についてであります。とりまとめの基本方針として、このプランは強靱化計画に基づき、平成28年度に取り組む具体的な施策内容を示していることを明記しておまして、4つめの丸であります。施策の推進にあたりましては、国、道、市町村、民間それぞれの適切な役割分担と連携のもとで取り組むこととしており、4ページ目、IVの「施策の推進方策」におきまして、計画に掲げた123の全ての施策プログラムにつきまして、推進方策を整理しているところでございます。

具体的な施策の一例を申し上げますと、この4ページに中段にあります「住宅・建物等の耐震化」であります。民間大規模建設物の耐震改修に係る補助や金融支援などにより、耐震化を促進すること、5ページの「警戒避難体制の整備」の項目におきましては、土砂災害から住民を守るための基礎調査を実施すること、7ページの上段「観光客・高齢者等の要配慮者対策」につきましては、観光客の方々が安心して旅行できる災害に強い観光地づくりを促進するなど、各施策に取り組むこととしているところでございます。

また、その他の項目におきましては10ページのエネルギー供給の停止に関しまして「電力基盤等の整備」におきましては、北本連携の更なる増強をはじめエネルギーの自給や地域循環の促進に取り組むほか、12ページの下段にあります「リスク分散を重視した企業立地等の促進」におきましては、本社機能の移転やデータセンターの誘致など、バックアップ機能の強化に関する施策に取り組むこととしております。なお、詳細な内容につきましては、後ほどご覧願いたいと思っております。以上ご説明申し上げましたが、強靱化計画は、先ほどご説明した新たな「総合計画」の重点戦略計画としても位置付けておきまして、全庁一丸となり強力に推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどお願い申し上げます。以上です。

【山谷副知事】

本件に関し何か質問、ご意見などございますか。それでは、議題2、議題3はこの案のとおり決定をいたします。続きまして、議題4「北海道知床世界自然遺産条例」の制定等について、環境生活部長からご説明をお願いいたします。

【宮川環境生活部長】

知床世界自然遺産条例についてご説明いたします。この条例に関しましては平成28年、第1回定例会において成立しまして、明日4月1日から施行となります。資料4-1のリーフレットをご覧いただきたいと思っております。リーフレットを開いていただきまして、左側のページ上のところに「条例制定の趣旨」ということで記載しております。知床は世界自然遺産として平成17年に登録され、平成27年度が10周年ということでございます。この10周年を契機に知床の価値を改めて見つめ直し、より良い形で将来の世代に引き継いでいこうということで、知床の保全、そして適正な利用について定めるものとなっております。その下の欄につきましては、知床の自然環境の価値について、海から陸につながる生態系の関係、希少種を含めた多くの動物・植物が生息するという、世界自然遺産として登録された理由などを記載しております。

次に、リーフレットの右側の部分に、条例の概要を記載しております。最初の「基本理念」のところには、道をはじめ関係行政機関、道民や事業者、そして、大事な点として知床を訪れる方たちにも、自然環境の保全と適正な利用に関わっていただきたいということを規定しております。

その具体的な例として、環境を守りながら、エコツーリズムを進めていくことを基本理念にも掲げております。また、その右側にありますけれども、「道の責務」といたしまして、国や地元の市町村などとの協力関係、あるいは関係者間の意見調整ということ、また知床の自然を守っていくための担い手の確保ですとか育成ということについても進めていくことを規定しているところであります。この一環としまして、新年度から、オホーツク総合振興局に主幹級1名を、知床に駐在するという形で配置することとしておりますので、こうした役割・業務に携わっていただくことにしております。

次に、③の「道民や来訪者の役割」というところですが、皆さん自らの行動が自然環境の保全に影響を及ぼさないよう十分配慮してほしいということで、特に旅行者などの方には、リーフレットに記載しておりますようなルール、マナーを守っていただきたいということを、今もずいぶんPRしておりますけれども、今後さらに進めていきたいというふうに考えております。

次に、「知床の日」の関係です。リーフレットの左側のページの一番下に記載しておりますけれども、知床の価値を改めて考える日という趣旨で、1月30日を知床の日と定めることとしております。これは、知床は、北半球における流氷の南限ということがありまして、この流氷の影響があつて生態系の豊かさということにも繋がっているということがありますので、知床の日につきましては、「流氷にちなんだ日」ということで、1月30日ということと考えております。来年の1月30日の前後にあたる1月、2月くらいに記念のイベントも計画しているところでございます。

この条例につきましては、知床の自然を守ることにあわせましてその魅力を訪れる方、観光客の方達に十分味わってもらおうということを狙いとしておりますので、地元のオホーツク総合振興局と根室振興局はもちろんですが、環境保全の関係で言いますと海や河川の環境との関係が深い水産林務部や建設部の協力が大事というふうに考えておりますし、知床へお客さんを沢山呼んでいただくということでは経済部の協力が大事になってくると思います。関連する施策・取組は非常に幅広いものとなりますので、各部、振興局の皆様の協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

【山谷副知事】

この件に関し何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、関係各部をあげて協力して、知床の大事な自然を次の世代へ引き継いでいくという取り組みを進めたいと思います。よろしく申し上げます。

次に議題5、北海道省エネルギー・新エネルギー施策推進会議の議題として北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画について、議題6～9まで、第4期北海道雇用創出基本計画などについて5件続けて、経済部長から、説明をお願いします。

【山根経済部長】

5本議題がございます。まず、はじめに「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行

動計画」の中間年にあたります今年度進めてまいりました「中間見直し」につきまして、資料５－１の概要版の方で説明をいたします。

この案は、有識者検討会議での議論、先の道議会一定の前日のエネルギー特別委員会での報告、その後、３月２５日まで実施いたしましたパブコメを経て取りまとめたものであります。第１章「計画の基本的な考え方」では、「エネルギー基本計画」の策定、「電力システム改革」といった国の政策など、平成２４年の本行動計画策定以降の、エネルギーを巡る国内外の情勢や、道の取組経過として「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」の策定などについて記載してございます。

次に、第２章「計画推進の基本的考え方と目指す姿」では、「中長期的に目指す姿」として、持続可能な省エネルギーの実現と、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとして育てることを掲げ、施策の方向性を明確にする４つの柱を示しております。数値目標につきましては、平成３２年度までに「基本方向」で定めた水準の達成を目指すこととしております。第３章からは各論に入りますが、「エネルギーの効率的利用」として、「徹底した省エネの実現」を目指し、主な施策として、省エネ機器等の導入や、スマートコミュニティの構築に向けた取組を促進いたしますとともに、産業・民生・運輸の各需要部門ごとの施策を進めることとしております。

続きまして、２ページですが、第４章「本道の可能性を最大限に発揮した新エネルギーの導入加速化」では、３つの取組の基本方向を掲げまして、【１】の「エネルギーの地産地消」では、主な施策として、公約であります「地域の特性を活かした『エネルギー自給・地域循環システム』の構築・展開」に向けた取組の促進を図りますほか、「地域の自然環境・産業・景観等に配慮した持続可能な新エネルギーの導入」を促進することとしております。

【２】の「エネルギー関連の実証・開発プロジェクトと生産開発拠点の集積」では、主な施策として、「固定価格買取制度の動きも見据え、開発が長期にわたる大型プロジェクトの実現に向けて、関係者との連携を図りながら、情報提供や調整などに取り組みます」ほか、「水素社会の形成に向けた取組など、産学官連携による一体的な推進」を図ることとしております。

【３】の「新エネルギーの可能性を最大限に発揮するための基盤整備」のところでは、主な施策としまして、「送電インフラ整備に関して、国をあげて取り組む新たな整備手法の早期確立を働きかける」ほか、「送電網容量拡大や蓄電技術の実証事業の着実な実施に向けた関係者間の連携」を促進することとしております。

第５章「計画の推進に向けた行動」では、オール北海道の体制で取組を進められるよう、道民、事業者、エネルギー供給事業者、NPO等の役割や期待される行動などについて示しております。

以上、ご説明申し上げました本案について、この場でご了解をいただいた上、今後は、この行動計画に基づきまして、全庁を挙げて、徹底した省エネと、全国トップクラスのポテンシャルを有する新エネの導入加速化に向けまして、より一層取組を進めてまいり

たいと考えておりますので、引き続き今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして議題の6と7をあわせてご説明を申し上げます。まずは、「第4期北海道雇用創出基本計画」の案でございます。資料の6-1概要版でご説明を申し上げます。本計画は、現行計画が平成27年度で終了いたしますことから、北海道雇用創出基本条例第10条に基づき策定するものであります。昨年12月に骨子案を、2月には素案を経済委員会に報告をし、その後、北海道労働審議会での議論を経て、パブリックコメントにより道民からの意見をお聞きするなどして、この度、基本計画案としてとりまとめたとところでございます。ローマ数字の1の3「計画期間」についてですが、平成28年度から31年度までの4年間といたしますほか、計画の指標として4年間で9万人の雇用創出を目指すとともに、新たに指標として、就業率を加え、各年度において前年度より上昇を図ることを目標としております。

また、5の(1)「計画のめざす姿」としましては、「多様な働き手が意欲を持って働ける全員参加型社会の実現」を目指すこととしております。(2)の「計画の推進力」につきましては、①の事業者と働く人々の意欲と挑戦②地域の創意に満ちた取組③産業振興と雇用対策の一体的展開④横断的な連携と現場主義の徹底等とし、持続的な取組を展開してまいります。

次にローマ数字の2の「雇用を取り巻く状況と雇用創出に向けた課題」でありますけれども、人口減少の進行などによりまして将来的な労働力不足の懸念から、①力強い地域経済の実現、②労働力不足への対応、③道民が安心して働ける環境づくりを目指す必要のある課題としていただいております。

次のローマ数字の3の「雇用創出の取組」につきましては、ただ今、申し上げた課題を踏まえ、「雇用の受け皿づくり」、「就業の促進」、そして「雇用のセーフティネットの整備」を3本の柱といたしまして、様々な施策に積極的に取り組むこととしてございます。具体的な取組などにつきましては、次の「28年度推進計画」の中で、ご説明いたします。次の4の「計画の推進管理」であります。毎年度「推進計画」を策定いたしますとともに、計画の効果的な推進を図るため、新たに計画の指標とした就業率などを中心に施策の点検評価を実施してまいります。

それでは議題の7になりますけれども、「平成28年度推進計画(案)」につきましてご説明を申し上げます。この推進計画は、ただ今ご説明いたしました基本計画の実効性を高め、的確な施策の展開を図るために、28年度における取組内容や具体的な事業を示すものでございます。これにつきましては、資料の7-1の概要版に基づいてご説明を申し上げます。まず、2の「本道の雇用情勢」についてでありますけれども、有効求人倍率など本道の雇用は改善の動きが続いておりますが、若年者の離職率が高いほか、幅広い分野で雇用のミスマッチが生じ、人手不足の状態となっております。3の(1)の「雇用創出目標」ですが、第4期基本計画における、4年間で9万人の雇用創出を踏

まえまして、北海道労働局等との「北海道労働政策協定」による若年者就業支援などの実施や、地方創生推進交付金など国の施策の活用などにより、平成28年度の雇用創出数を2万4,000人と設定しております。

また、3の(2)の就業率につきましては、多様な働き手の就業促進などに取り組むことで、前年度より上昇を目指すという目標にしております。次に裏面をご覧ください。4の「平成28年度推進計画の取組」についてですが、先ほどご説明申し上げました基本計画で定める三つの柱、「雇用の受け皿づくり」、「就業の促進」、「雇用のセーフティネットの整備」、これらに基づきまして、主な取組を進めます。具体的には、「雇用の受け皿づくり」では、良質で安定的な雇用の場づくりに向け道産食品の輸出拡大などを進めますとともに、北海道新幹線の開業効果を最大限に高めるため、効果的な誘客プロモーションを展開いたします。次に、「就業の促進」では、「北海道労働政策協定」に基づきまして、国等と連携のもと、女性や若者に対する就業支援や、産業人材の育成に向けました取組を推進いたしますほか、非正規労働者の処遇改善など就業環境の整備などを支援してまいります。

続きまして5の「雇用創出関連事業」ですが、北海道経済産業局や北海道労働局等の事業も含めまして308の事業を指定しております。

最後に、この計画の推進に当たりましては、6にありますように国や経済・労働団体など関係機関と連携を図り、地域関係者の主体的な雇用確保の取組を支援するなど、一人でも多くの方の安定的な雇用に結びつくよう、取り組んでまいります。

推進計画については、以上でございます。

2つの計画につきましては、この庁議をもって決定させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

続きまして議題の8になりますが、「若者早期離職防止総合対策プログラム」案についてでございます。ただいま雇用創出基本計画の中でもお話申し上げましたが、本道の学卒者の就職後3年以内の離職率は、全国的に非常に高い状況になってございます。平成24年3月の卒業生について見ますと、高卒で48.2%と全国よりも8.2ポイント高い状態です。大卒で37.2%と全国よりも4.9ポイント高い状況となっております。全般に全国平均よりも高いという状況でございます。学卒者を含めました若者の離職・転職というのは、雇用情勢が改善する中、今後、本道においても増加すると考えられますが、将来のキャリアデザインがない安易な早期離職は、若者にとっては、フリーター化やニート化といったものになりますし、また低所得化するリスクもございません。転職を繰り返すリスクが高まるほか、企業にとっても、人手不足を助長し、採用コストの増加や技術・ノウハウの継承に影響するなど、若者・企業双方にとって重要な課題となっていると考えられます。

このため、学卒者をはじめとする若者の安易な離職防止を目的にこのプログラムを策定いたします。まず、左側の上の青い濃い枠をご覧くださいと思いますが、ポイン

トは3つございます。1つ目は、学校、企業、行政の連携による地域ぐるみの取組の強化。2つ目は、在学時、就職活動時、就職後、離職希望時といった若者の各ステージにおけるきめ細やかな支援。3つ目は労働、教育、産業政策の連携の強化。また、取組の柱は3つありまして、その下の紫色のところでございます。1つ目は、離職問題に対する道民の意識改革の促進ということでございます。具体的には、企業の関心を高め、保護者の就職等への過干渉を防止するセミナーの実施ですとか、地域の関係機関が一体となった支援体制の整備に取り組んでまいります。

2つ目は大きな水色の枠の中ですけれども、在学時、就職活動時、就職後、離職希望時といった各ステージにおけます若者、企業双方への支援に取り組めます。特に緑の枠のところは、在学時の話ですが、小中学生からの勤労観、職業観の醸成や産業理解が重要でありますから、小中学校からのキャリア教育や職場体験に加え、就職活動前のインターンシップ、企業見学会などを充実いたします。

また、その隣の黄色い枠、就職活動時ですが、離職の原因に若者が企業情報や労働条件に関して、または企業側が求めている資質にギャップが生じます。従いましてジョブカフェにおける職業カウンセリングのほか、ウェブや冊子に加えて、新たに就職活動応援フェアを実施するといったことを通じまして、職業・産業の情報発信の充実に取り組んでまいります。

次にその下のオレンジ色のところですが、就職後におきましては、企業が求める意欲や能力とのギャップが離職につながるということもありますので、新たに若手社員の合同研修ですとか企業の人事担当者・管理者向けの離職防止に向けた研修を実施するなど、若手社員のキャリア形成やスキルアップの支援に取り組めます。また、仕事の悩みを相談できるよう、ジョブカフェにおいて、転職希望者に加え、新たに在職者カウンセリングの機能を付加してまいります。

また、若者の離職理由として、労働条件に関するものが非常に多くなっておりまして、仕事と家庭の両立支援、誰もが働きやすい職場環境づくり、非正規労働者の正社員化ですとか処遇改善、企業をこえた離職防止・定着ノウハウの共有などに取り組んでまいります。さらに、離職を実際に考えたときには、左下のところがございます。このステージにおいてはジョブカフェなどにおいてキャリアデザイン形成を支援していくということになります。

大きな柱の3つ目は、一番下の紺色のところですが、何よりも良質で安定的な雇用を生み出す産業振興、育成が大事だということでございまして、企業の支援対策に取り組んで参りたいと思います。こうした取組を庁内関係部と連携を図りながら切れ目なく実施をしていくということで、少しでも今よりも離職率が下回るよう努めてまいります。

資料の2枚目につきましては、「主なデータ」と「工程表」を整理したものでございますので後ほどご覧いただければと思います。いずれにいたしましても、4月以降、こうした方向性のもと、各部、各振興局のご協力のもと進めて参りますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それから、最後になりますが、「中小企業者等に対する受注機会の確保」についてでございます。例年実施させていただいておりますけれども、資料9-1に基づきましてご説明を申し上げます。中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るため、平成15年度からこういった推進方針を策定いたしまして、目標を定めまして全庁的な取組を推進してきております。

平成28年度の推進方針につきましては、平成27年度と同様の中小企業者等向け契約目標を設定いたしまして、一部改正として、道が表彰・認定した商品への配慮に、新たに道が定めた「リサイクル製品認定制度」を加えるとともに、最近の雇用情勢の動向を踏まえ、記述内容について、若干の変更を行ったところでございます。なお、2ページの2の(2)ところに平成28年度契約目標値設定の考え方を記載しております。目標値は前年度通期予想を踏まえて設定しておりますので、物品につきましては、通期予想が平成27年度目標値を下回っていること、工事は、ほぼ同程度であること、役務につきましては、上回っておりますけれどもプレミアム商品券の一括発注といった特殊要因がございましたので、平成28年度目標値は据え置くということにしたところでございます。

引き続き、一般競争入札における地域要件の設定や、分離分割発注の推進、道産品の積極的な活用の促進等の取組によりまして、道内中小企業者等の更なる受注機会の確保・拡大に努めて参りますので、発注部をはじめまして、各部、各振興局等のご理解をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

【山谷副知事】

本件に関し何か質問、ご意見などございますか。

【辻副知事】

雇用の関係で少しお話しさせていただきますと、今、北海道の雇用情勢はかつてない非常に良い状況になってきておりいい話なのですが、北海道の場合は、離職率が特に若者の離職率が非常に高いという問題があり、それと逆に就業率が非常に低くて、全国に比べてM字カーブと言われている女性の25歳、35歳、40歳といったところで女性の就業率が低いという問題があります。ぜひ、雇用環境が良くなってきたというところを一つのきっかけとしてまずはやっていきたいことがあるということで、特に保健福祉分野の介護の問題とか、建設分野の人手不足、明らかに処遇を改善しながら何かをやっていかなければという分野があります。それとあわせて若い人たちにどうやって職業理解をしてもらうか、ここはすごく重要なポイントだと思っておりますので、教育分野も含めて色々と連携してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【山谷副知事】

他にございますか。議題5～9まで案のとおり決定をいたしたいと思っております。

次に議題10の「第5期農業・農村振興推進計画」について農政部長からお願いします。

【土屋農政部長】

第5期の「農業・農村振興推進計画」について、お手許の資料10-1により概要をご説明いたします。この計画は、道の農業・農村振興条例に基づきまして5年毎に策定してございます。農業分野の計画の最も上位に位置するものでありまして、作物別の計画等々はこの計画と一体となって推進することとしております。計画期間は、平成32年度までの5年間で、道農政の中期的な指針としての役割を果たすものでございます。まず左側でございますけれども、めぐる情勢として「世界の情勢」で、グローバル化が進展してございまして、世界各国とのEPA、FTA締結の動きというのが活発化してございます。また、本年2月に、TPP協定が署名に至ったところでございます。2番目「国内の情勢」については、高齢化や人口減少による我が国の食市場の縮小の可能性、また3の「道内の情勢」につきましましては、人口減少が危惧される一方で、外国人の方々の来道者が増えていることなどを整理してございます。

真ん中の農業・農村の役割でございます。北海道の1戸当たりの経営耕地面積は23.4haで都府県の15倍、また農業産出額は全国の1割、カロリーベースでの食料自給率は197%と、日本の食料供給において北海道が大きな役割を担っています。今後ともこの役割を果たしていくという観点から役割を再確認してございます。次に、真ん中の下のところでございますけれども、北海道の主要な品目の10年後の生産努力目標をお示し、併せて、その目標からカロリーベースでの自給率を、その下のところでございますけれども、目標を258%ということに3割高めていくことを設定したところでございます。次に、右側のところ振興施策でございますが、6つの柱を基本に、展開する施策の主なものを、それぞれの緑色の柱立ての下、黄色の枠にお示しております。

1の「農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有」と、3の「国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進」につきましましては、今回の計画から新たに加えた柱立てでございます。農政部にとっては、この計画について庁内関係各部とも連携しながら、推進をしていくこととしておりまして、各振興局の皆様におかれましてはこの推進にあたりましてご協力をお願いいたします。以上、簡単ではございますが、計画の概要説明とさせていただきます。

【山谷副知事】

本件に関し何か質問、ご意見などございますか。

【高橋知事】

時間もおしておりますが、一つだけ農政部長にお願いがありまして、自給率、これは

試算値ということで記載をしておられますけども、カロリーベースはおそらく日本一なのですが、ご案内のとおり生産額では4番目ですよね。これも日本一になるようにぜひ頑張らしましょう。

【山谷副知事】

それでは、本年度最後の庁議でもありますので、一言お願いいたします。

【高橋知事】

それでは、ちょっと時間もおしておりますが、本年度最後の庁議でありますので、私から一言ご挨拶を申し上げます。

これが3月31日でありますので、今日この会議にご出席をいただいておりますこちら本庁サイドの各部長さん方、あるいは振興局サイドの各局長さん方でも、ご異動なりご退官など、それぞれの形で今日がこのメンバーでの最後ということになるかと思っております。ここまで1年間、あるいは2年間、それぞれあれはあったかと思うわけですが、ともに考え、ともに汗をかき、ともに議論をして、この場で様々な道庁としての最高意思決定機関として、ものごとを決めながら進めてきたこと、そして、それを実行していただけてきたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

そして、今日の議題は多々あったわけがございます。それぞれ、大変、それぞれの分野ごとに重要なことでありますので、これを大きなきっかけとして、これからさらにこれを高めていかなければならない、そんなふう思うわけであります。

そしてですね、以下はちょっと言おうかなーと思いましたがやっぱり言います。

一つ、大変残念なことでありますが、不祥事がここ数ヶ月っていうんですかね、多いです。特に、今週に入りましてから、根室と釧路で大変に驚くような事案の報告を受けたところでありまして、これは大変残念であると同時に遺憾であります。きちりと担当の部、そして振興局のほうで、なんでこういうことになったのか、他に同じような事案がないのか、これは2局以外の局の幹部の皆様方におかれても、しっかりとチェックをしていただきたいとこのように思うわけであります。もとより、すべてのお金が見るところは、道民の皆様方からお預かりをしている道税を踏まえて実施されているものでございますので、個人で一部立て替えたとか、立て替えないとか、そういう話も、まだ私詳細全体の報告を受けていないんですが、聞いております。ただ、お金を個人で立て替えばいいということではなくて、厳正に、しっかりと公金の処理というのはしなければならぬ、あたり前のことが行われていなかったこと、これは深く反省をさせていただければと思うわけであります。もとより、組織全体の監督責任というのは、知事たる私にあるわけでありまして、その意味では、道議会の皆様方、あるいは道民の方々に深くお詫びをするのは私自身の役割だと思っております。ただ、そのことで、ものごとの本質をうやむやにすることなく、しっかりとそれぞれの部局で対処していただきませんと、これからもこういったことは再発してくるとこのように思う次第であります。

それから、国の動きとの関係であります、いよいよ国の来年度予算も成立したこともあり、また、政治の季節ということもあるんでしょうか、ちょっとそちらの方は私はよくわかりませんが、様々な新しい方針が、総理の口から、あるいは国会での政府の方針として出てきているところであります。例えば、待機児童対策ということで、様々なメニューが出ているようでありまして、国会でも論戦があるようであります。もとより、この待機児童問題というのは、道内では大都市のエリアに限られ、それも基本的には基礎自治体たる市町村の役割というものが大きいかと思うわけではありますが、やはりこういった全国でも課題になっているこういった問題について、広域自治体の立場から、私ども道庁が何ができるかということ、国がやるんだろ、ということではなく、それぞれの幹部職員がそれぞれの立場でしっかりと考えていただければという思いでありますし、また、国のやり方が拙速、あるいは方向が間違っているという現場の意見があるのであれば、それをしっかりと国に申し入れをしていかなければならない、それも広域自治体たる私どもの責務ではないかと、このように思う次第であります。

それから、おおどころで言いますと、観光についてもすごい方針が出つつあるようであります。2020年までに4千万人、そしてその先さらに10年後に6千万人ということでありまして、これはちょっと精査をしないとですね、こういう観光客、もとより多い方がいいに決まっているのでありますが、それに伴う様々な手当ということをしていきませんと、あるいはネガティブな影響というものも当然出てまいりますので、国がこう言っているからという受け身ではなくて、我々北海道に目を転じた場合に、本当に10分の1というのを我々はいつも言うておりますけれども、展開するということが道民理解が得られるかどうか、これは4月以降の新たな体制の中での検討ということになろうかと思っておりますが、ぜひ、こういったこともご検討いただければと思っております。

それから、これも国の予算があがったことに伴って出てきた話だと思っておりますが、早々と4月1日からの年度の経済対策について言及がされているところであります。もとより、私どもも、実は、私も色々な場で必要だということは今までも言うてきた経緯はあるわけではありますが、この機会に、私どもとして、色々やはり道財政だけでまかなえない様々な政策について、国から予算を勝ち取っていくことが重要だと思えるような案件について、頭を柔らかくして考え方を取りまとめていかなければならない、そんなふうにも思うわけでありまして、この点も明日以降の新体制の中における検討だと思っておりますが、挨拶回りもそこそこにしていただいて、しっかりと実務的に明日以降もがんばっていただければとこのように思います。

誠に疲れ様でした。ありがとうございました。